破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４９４号
北九州市八幡西区町上津役東３丁目12番３号
債務者　加地真沙美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２２号
北海道北斗市七重浜２丁目31番８号
債務者　高　　一雄
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７０号
福岡県行橋市泉中央８丁目４番６号
債務者　武内　浩一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
福岡県京都郡苅田町京町２丁目14番地３（高木ビル203号）
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
島根県出雲市多伎町久村1546番地
債務者　林　　桂子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１４７号
岡山県総社市宿1743番地１
債務者　加藤　元成
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
岡山県倉敷市中庄1287番地１シルフィーハイム205
債務者　尾﨑　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４４６号
北九州市小倉北区竪町１丁目５番８－1007号
債務者　平田　翔吾
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５２号
北九州市八幡東区日の出２丁目12番４－203号
債務者　三村　雅代
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５６号
北九州市若松区東二島１丁目11番１号
債務者　野母　満久
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５０３号
福岡県中間市松ヶ岡３番10－203号
債務者　香月　清治
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７７号
福岡県京都郡苅田町大字集2508番地６
債務者　山下ますみ
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
北海道北見市北３条東２丁目１番地２　北見３－２ビル105号、前住所北海道北見市大正666番地１
債務者　齊藤　　要
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
北海道紋別郡遠軽町白滝305番地、前住所北海道札幌市手稲区前田４条５丁目１番５号レジェンド45－307号
債務者　佐藤　亨洋
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
北海道北見市東相内町629番地23号、住民票上の住所北海道標津郡中標津町西８条南９丁目３番地４
債務者　川村　聡美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
北海道北見市光西町187番地４　コーポラス光西１－303号
債務者　柴田　崇志
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
北海道北見市南仲町３丁目４番５号
債務者　太田　美枝
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係